

有田郡老人福祉施設事務組合規約

昭和47年7月15日
許 可

第1章 総 則

(組合の名称)

第1条 この組合は、有田郡老人福祉施設事務組合(以下「組合」という。)という。

(組合を組織する町)

第2条 この組合は、湯浅町、広川町、有田川町(以下「関係町」という。)をもって組織する。

(共同処理する事務)

第3条 この組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。

(1) 養護老人ホームの設置、管理及び運営に関する事務

(2) 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業に関する事務

(事務所の位置)

第4条 この組合の事務所は有田郡湯浅町大字吉川160番地に置く。

第2章 組合の議会

(議会の組織)

第5条 組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は9名とする。

(議員の選挙)

第6条 組合議員は、関係町の議会において、その関係町の議会議員のうちから各3名を選挙する。

2 組合議員に欠員が生じたときは、その組合議員の属していた関係町はただちに、これを補充しなければならない。

(議員の任期)

第7条 組合議員の任期は関係町の議会の議員としての任期による。

第3章 執行機関

(執行機関の組織)

第8条 組合に管理者1名及び副管理者2名を置く。

第8条の2 組合に会計管理者1名を置く。

2 会計管理者は、管理者の属する町の会計管理者の職にある者をもって充てる。

(管理者及び副管理者の選任)

第9条 管理者及び副管理者は、組合議会において関係町の長のうちから選任する。

第 10 条 削除

(管理者及び副管理者の任期)

第 11 条 管理者及び副管理者の任期は、関係町の長としての任期による。

(管理者の職務代理)

第 12 条 管理者に事故があるときまたは管理者が欠けたときは、管理者があらかじめ指定する副管理者がその職務を代理する。

(管理者会議)

第 13 条 組合に管理者会議(以下「会議」という。)を設け、組合の処理する事務の執行に関する基本的な事項を協議する。

2 会議は管理者及び副管理者をもってこれを組織する。

3 会議は管理者がこれを招集する。

4 副管理者から会議の招集の請求があるときは、管理者はこれを招集しなければならない。

(補助職員)

第 14 条 組合に職員を置き、管理者がこれを任免する。

(監査委員)

第 15 条 組合に監査委員 2 名を置く。ただし、条例でその定数を増加することができる。

2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、組合議員及び学識経験者のうちから各 1 名を選任する。この場合において、組合議員から選任する監査委員の数は 1 名とする。

3 監査委員の任期は組合議員のうちから選任された者にあつては、組合議員としての任期によるものとし、学識経験者のうちから選任された者にあつては 4 年とする。

第 4 章 経費の支弁

(経費の支弁方法)

第 16 条 組合の経費は組合の属する収入をもってこれに充て、なお不足する場合は、次の割合をもって関係町が分担する。

(1) 建築費及び設備費	分担総額の	均等割	1 0 0 分の 1 0
		人口割	1 0 0 分の 9 0
(2) 通常経費	分担総額の	均等割	1 0 0 分の 1 0
		人口割	1 0 0 分の 4 0
		入所人員割	1 0 0 分の 5 0

2 前項各号のうち、人口割の算出の基礎は当該年度の初日にもっとも近い国勢調査による関係町の人口とし、入所人員割の算出の基礎は関係町に属する入所者の前年度中における延入所人員とする。

附 則

- 1 この規約は、地方自治法第284条第1項の規定による知事の許可のあった日から施行する。(昭和47年7月15日許可)
- 2 第16条第1項第2号の規定の適用については初年度に限り、同項第1号の規定による割合とする。
- 3 第15条第3項中の改正について知事の許可のあった日から施行する。(昭和62年10月15日許可)

附 則

この規約は、知事の許可のあった日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この規約は、和歌山県知事の許可のあった日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年5月1日から施行する。